



空き家を放置していませんか？

全国的な問題となっている空き家対策について、市の支援制度の概要をお知らせします。

■空き家を放置するとこんな危険があります

- 建物が倒壊して、通行人がけがをするかも(損害賠償を問われる可能性もあります)
- 不審者の侵入や、ごみを不法投棄されるかも
- 放置された庭木に害虫が発生するかも

■市の空き家対策に関する取り組み

市では、空家等解体活用補助金や空き家バンク制度などにより、空き家の解体や適切な管理、空き家の有効活用による移住定住の推進を進めています。

空家等解体活用補助金【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

■制度の概要

空家等(＊)を解体し、その場所に建築物を新築する場合に、解体費の一部を支援します。

＊原則1年以上使用されていない建築物のこと(ただし、物置などの付属建築物は除く)

■補助額・上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円

※市から事業認定を受ける前に解体工事などに着手した場合、本制度の補助を受けられませんのでご注意ください。本補助金の対象や要件、申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



空き家バンク制度【問い合わせ】本館定住推進課(☎41-3516)

■制度の概要

空き家を「売りたい・貸したい」人と、空き家を「買いたい・借りたい」人について、市が不動産業者と連携して橋渡しをする制度です。

空き家バンクに登録した物件が、市外から移住してきた人と成約した場合、奨励金として空き家物件所有者へ10万円を交付します。

■制度のイメージ



市では上記のほか▶子育て世帯住宅取得奨励金▶定住促進住宅取得等補助金▶若者世代等空き家取得奨励金等▶住宅ローン「フラット35地域連携型」などにより、空き家を取得する人への支援を行っています。詳しくは本館定住推進課へお問い合わせいただくか、花巻市移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」をご覧ください。



私たちは保健推進委員です！

現在市内に290人いる保健推進委員は、各地区の行政区長からの推薦に基づき、市長から委嘱されています。「健康なまち花巻」を支える保健推進委員の活動を紹介します。

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3613)



保健推進委員とは・・・

保健推進委員にとって大切なことは、まずは自分自身の健康意識を高めること。市の健康づくり事業への協力や地域活動を通じて、自分が健康になるヒントを知り、それを家族・職場・地域などに広げることで、地域の皆さんの健康づくりにつながる活動をしています。

保健推進委員の主な役割

- 地域の人などへの健診受診の声掛け
- 健診のチラシなどの掲示
- 健康教室などの開催周知や参加
- 健康イベントや研修会への参加

令和5年度の活動概要

●健診受診の声掛けなど

各振興センターなどへ健診案内ポスターの掲示や地域の皆さんへ受診の呼び掛けを行い、健診受診率の向上につなげています。本市の健診

受診率は、県内で高い状況を保っており、その成果の陰には、保健推進委員の地道な活動の積み重ねがあります。

●各地区のウォーキングマップ作成

歩くことは健康への第一歩です。令和4・5年の2力年をかけて、実際に各地区を歩きながらウォーキングマップを作成しています。本年度作成に取り組んでいる地区は、花南、花巻中央、笹間、花北、矢沢、石鳥谷、東和地区です。

市民の皆さんが楽しみながらウォーキングができるコースになるよう心掛けてマップを作っています。マップの完成までもうしばらくお待ちください。

※完成したウォーキングマップは市ホームページなどで公開する予定です

皆さんとコースを歩いて、交流もしながら、楽しくマップ作成を進めています



●健康について学習

各種健康講座や研修会に参加し、健康に関する正しい知識を学び、学んだ内容を地域での集会などの場で皆さんに伝えています。

＊保健推進委員の任期は2年で、来年度改選期を迎えます。保健推進委員に興味のある人は健康づくり課(☎41-3613)へご連絡ください



◦ 色々な研修に参加して知識を得られることが楽しいです！
◦ 家族、友人、地域の人たちとの会話では、健康に関する話題が一番多いと改めて思いました

保健推進委員研修会での実技の様子